



事業承継税制とは、
事業承継税制のリスク。



(福島県田子倉湖)

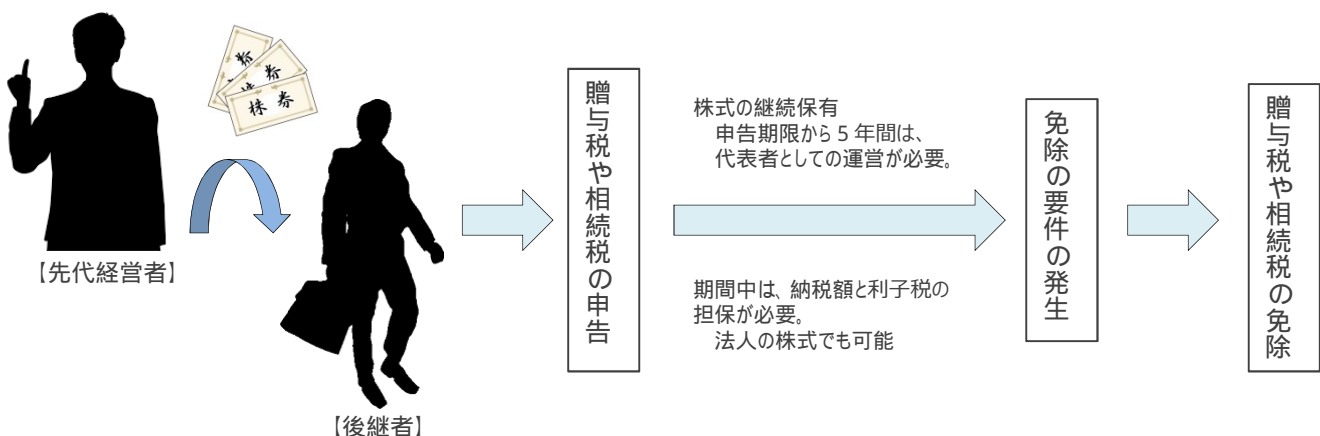
事業承継税制とM & A

平成30年度税制改正において、**事業承継税制の特例措置が創設**されました。

従前の一般措置では、雇用維持の要件が強く、また事業の継続が困難な事由が生じた場合でも、相続税や贈与税の免除が無いなど、守備範囲の狭い税制でしたが、**改正後は汎用性がある印象**です。

事業承継税制とは??

非上場株式を後継者に承継した場合には、後継者に対して贈与税や相続税が課税されますが、その贈与税や相続税を一定の要件を満たす事で、**納税の猶予や納税の免除を受けられる**という特例です。



事業承継税制に潜むリスク

事業承継をした場合の株式価格に対しては、現金で納税を済ませる必要がありますが、承継を前提とした場合、株式を売却する事は出来ない為、納税資金の確保に苦慮する結果となります。

そう考えれば、この税制はメリットしかないとも思われますが、**免除となる要件にリスクがあります。**

リスク	5年間は、後継者は運営を行う必要がある点。
リスク	免除を受けるためには、基本的には 同じ特例を使って、贈与を行う 必要がある点。

昨今の調剤薬局業界では、**報酬改定の影響により減益傾向が強い業界**となっています。（下記ご参考に記載）

そうした中で、向こう5年を運営する必要がある点や、**通常の譲渡を行う事が出来ない**点は、後継者の方にとっての選択肢を狭める結果となり、かえって不幸な結果へ導く可能性もあります。

【事業承継税制とM & Aの比較】

事業承継税制は、立法趣旨上、優良な実績を残す中小企業の廃業を防ぐために立案された為、逆風が吹く業界には、適さない税制であるかもしれません。

であれば、現在の企業価値を担保出来る、**M & Aによる事業承継**を検討されてみてはいかがでしょうか。

M & Aで得た譲渡対価を、お子様やお孫様に残す事も出来ます。（子育て資金の一括贈与の特例等）

是非、弊社のアドバイザーへご相談ください、当社では、「**無料相談サービス**」を行っています。

ご参考（改定後の大手チェーンの第一四半期決算状況）

【大手4社の第1四半期比較】

（売上・営業利益は百万円単位）

	前期第1四半期			進行期第1四半期			前年比		
	売上高	営業利益	店舗数	売上高	営業利益	店舗数	売上高	営業利益	店舗数増減
日本調剤株式会社	49,387	2,511	564	50,449	1,404	589	102.15%	55.91%	25
総合メディカル株式会社	26,853	1,399	677	25,977	749	691	96.74%	53.54%	14
株式会社メディカルシステムネットワーク	21,525	591	384	22,222	130	406	103.24%	22.00%	22
クオール株式会社	32,818	3,578	705	32,042	1,287	724	97.64%	35.97%	19

改定後の上場大手の第一四半期決算状況をまとめており、売上高は店舗数の増加が後押しして、各社軒並み横這いで推移しているのに対して、**営業利益の減少が深刻**となっております。

月の受付回数が4万回未満の法人様であっても、今後の受付回数基準の減少や、薬価の減少で**将来的には減益になる**事が想定され、企業価値の低下が迫っている状況です。



ご成約実績
累計**160件**以上！

ご承継や薬剤師採用に関するお悩み、無料価値算定のご要望など、お気軽にご相談ください。

〒105-0013 東京都港区浜松町1-10-11 VORT浜松町 3階

[TEL] 03-6430-3902

[FAX] 03-3436-4040

[Webサイト] <http://www.cb-p.co.jp>